

財團 協調會 福岡出張所

即ち七月二十日所長齋藤三十一日協議の上徳社の機会を考慮し左の通り發表したるが従業員も之を諒とし圓滿解決せり。

- 1、遺炭夫に對しては手當一割一步
- 2、俸取夫其他の坑夫に對しては七歩乃至七歩五厘の値上を行ふ

23

財團 協調會 福岡出張所

發第一八九號

昭和十二年八月三十一日

福岡出張所長 清原 進

左記情報別紙の通御送付申上候

記

- 一、糸飛炭坑従業員労働争議
- 一、延壽館ホテル女中労働争議
- 一、嘉穂自動車株式会社従業員労働争議